

奈良県広域水道企業団大和高田事務所清掃業務委託契約書（付・仕様書）（案）

奈良県広域水道企業団大和高田事務所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、清掃業務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次の施設の清掃業務を乙に委託する。

- （1） 施設名称： 奈良県広域水道企業団大和高田事務所
- （2） 所在地： 大和高田市大東町5番22号

2 乙は、委託された業務を善良なる管理者の注意をもって実施しなければならない。

（業務内容）

第2条 前条の施設の清掃業務の内容は、この契約書附属の仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和7年6月1日から令和9年5月31日までとする。

（契約金額）

第4条 この契約に基づく契約金額は、金 円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、別途）とする。

2 前項の契約金額の各年度及び1か月当たりの金額（消費税等別途）は、次のとおりとする。

- （1） 令和7年度（10か月分） 金 円〔月額 円〕
- （2） 令和8年度（12か月分） 金 円〔月額 円〕
- （3） 令和9年度（2か月分） 金 円〔月額 円〕

（請求及び支払）

第5条 乙は、毎月、甲により業務完了の検了を受けた後、前条第2項各号に定める月額金額を甲の指定する方法により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受け、適法と認めたときは、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（消費税等）

第6条 消費税等は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（契約内容の変更等）

第7条 一般経済情勢の変動により器具、材料、人件費等に増減を生じても業務内容及び契約金額の変更はしない。ただし、予期することができない情勢の激変等により契約金額が著しく不適当であると認められる場合は、甲乙協議し、業務内容及び契約金額を変更することができる。

2 甲の注文により乙が仕様書に定めた以外の業務を行った場合、乙は、第5条に準じて別途請求するものとする。

（経費の負担及び提供）

第8条 乙は、清掃業務の実施において、次に掲げる経費を負担する。

- （1） 清掃業務に必要な機械器具類に要する経費
- （2） 作業従事者の制服に要する経費
- （3） その他清掃業務に附帯する経費

- 2 甲は、次に掲げる経費を負担し、施設の一部を提供する。
- (1) 清掃業務に必要な光熱水費及び消耗品費
 - (2) 清掃業務に必要な機械器具類の保管場所
- 3 前2項の経費のほか清掃業務の実施において必要とする経費は、甲乙協議の上、仕様書に定めるものとする。

(作業従事者の配置等)

第9条 乙は、清掃業務に支障のないよう適格な作業従事者を配置するものとする。

- 2 乙は、作業従事者の配置替え等を行うときは、業務処理能力の低下その他支障の生じることのないよう配慮して行うものとする。
- 3 甲は、作業従事者のうち不適格者があると認めるときは、その旨を乙に通知して作業従事者の交代を申し出ることができる。乙は、実状を調査の上、甲の申出が正当と認めたときは、速やかに作業従事者の交代を行うものとする。

(現場責任者)

第10条 乙は、次に掲げる事項について、乙の代理をし、作業従事者を直接指揮監督する現場責任者を選任することができる。現場責任者を選任した場合は、甲に届け出るものとする。

- (1) 作業従事者の指導監督及び業務処理
- (2) 甲との業務連絡及び調整
- (3) 甲からの仕様書に基づく注文事項の受任及び仕様書外の特別発注事項の承諾
- (4) その他この契約を履行するために必要な事項

- 2 甲は、清掃業務上の指示等を乙又は選任した現場責任者に対して行うものとする。

(規律維持)

第11条 乙は、作業従事者の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

- 2 清掃業務従事中、乙は、作業従事者に乙が定める制服を着用させるものとする。

(法令上の責任)

第12条 乙は、作業従事者の雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(守秘義務)

第13条 甲及び乙は、本業務遂行に当たって知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(損害賠償の責任)

第14条 乙は、この業務履行中に乙又は作業従事者の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定による損害賠償の額については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲又は乙がやむを得ない理由により契約期間中にこの契約を解除しようとする場合は、3か月前に書面によりその旨を相手方に通知し、協議するものとする。

- 2 甲又は乙に解除に相当する契約違反があり、業務の履行に重大な支障が生じる場合は、前項の規定にかかわらず、直ちに通知し、契約を解除することができる。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) この契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、この契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（奈良県広域水道企業団暴力団排除条例（令和7年条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第17条 前条の規定によりこの契約を解除した場合、甲は、乙に対し、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。この場合における契約金額とは、契約を解除した日の属する年度の契約額とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第18条 乙は、この契約により生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

2 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

(談合等による解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定

したとき。

(2) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

(賠償金)

第20条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。当該契約を履行した後も、同様とする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に関する訴訟については、奈良地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第22条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、奈良県広域水道企業団契約規程(奈良県広域水道企業団企業管理規程第36号)、奈良県広域水道企業団会計規程(奈良県広域水道企業団企業管理規程第31号)及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 奈良県磯城郡田原本町大字宮古404番地7
奈良県広域水道企業団
企業長 山下 真

乙